

令和2年葛巻町議会5月会議 会議録

令和2年5月29日(金)

午前10時 開 議

【再 開】	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【行政報告】	
日程第2	行政報告	
【報告第1号】	2
日程第3	報告第1号 町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について	
【承認第1号～第3号・議案第27号～第29号】	3
日程第4	承認第1号 令和2年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて	
日程第5	承認第2号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて	
日程第6	承認第3号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて	
日程第7	議案第27号 令和2年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)	
日程第8	議案第28号 令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	
日程第9	議案第29号 葛巻町国民健康保険条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	

令和2年葛巻町議会5月会議 会議録

告示年月日	令和2年5月27日（水）					
開会年月日	令和2年5月29日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和2年5月29日（金） 開議10時00分 散会11時34分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	3番	近藤 聖	8番	辰柳 敬一		
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局長補佐	和野 美歌		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長		こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	近藤 桂太
	住民会計課長	坂待 典子		

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、令和2年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。

葛巻町民憲章、第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。以上で、町民憲章の朗唱を終わります。

これから、令和2年葛巻町議会5月会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。なお、会議日程は本日一日間とします。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、近藤聖君及び8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

町長 (鈴木重男君)

葛巻町議会5月会議の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

新たなまちの拠点として、行政、交流、防災、商工・金融、医療の機能を集約、複合化した施設として、昨年10月に契約額2,637,415,000円で議会の同意を受けまして進めてまいりました新庁舎の建設工事ではありますが、昨年12月の工事着工後において契約額の10パーセントを超える変更要件が生じたところがあります。その主な要因としましては、地下水位が3メートル付近にあり、地下部分の土留め工事において、止水壁、地下水の流入を遮断する壁ではありますが、止水壁の打ち込みが必要となりまし

た。当初の想定より地盤が6メートル以深、6メートルより深い部分が非常に固く、地盤に打ち込むことが困難で、設計時に計画した工法を大幅に見直さなければならなくなつたものであります。この間、町、設計業者、請負者などで工事の再開に向け、幾度となく協議を重ねてきたところではありますが、設計内容の大幅な見直しは、入札条件の前提を大きく欠いてしまうものであるとのことで、民法第95条に規定される錯誤に該当するものと、町顧問弁護士から指導を受けたところでもあります。このことに伴い、非常に残念な結果ではありますが、町と請負者との間で締結した請負契約につきましては、双方に過失はないことを確認した上で、契約そのものを無効とし、工事を中止するという苦渋の決断に至つたものであります。今後は、新庁舎で計画した施設の規模、機能については、そのまま引き継ぐものの地下に諸室を設けない設計プランに見直し、主要構造は鉄筋コンクリート造に変更することで、早期に再着工できるよう調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、報告を申し上げましたが、今次会議には、報告1件のほか、新型コロナウイルス感染症対策費などを計上した一般会計補正予算など3議案、承認3件をご提案申し上げますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

議長（中崎和久君）

これで、行政報告を終わります。

次に、日程第3、報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分に関する報告についてを議題とします。

説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お疲れ様でございます。

議案集をお願いいたします。それでは、報告第1号からご説明申し上げます。議案集の1ページをお願いいたします。報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第2号の規定によりまして、専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。専決処分でございますが、町有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額について、令和2年3月23日付けで専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。内容でございますが、和解の相手方は花巻市在住の方でございます、損害賠償の額は104,516円、相手方が被りました損害額の全額をお支払いするものでございます。原因でございますが、令和2年1月28日、出張先の盛岡市内駐車場におきまして、相手方車両の右前方部に接触し、損傷させたことによるものでございます。

以上、報告1件の説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告についてを、終わります。

次に、日程第4、承認第1号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第9、議案第29号、葛巻町国民健康保険条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例までの6議案を一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

議案集の3ページをお願いいたします。はじめに、専決処分ご承認の案件でございますが、承認第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認をお願い申し上げます。

4ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和2年3月31日付けによる専決処分でございます。

5ページをお願いいたします。葛巻町条例第12号でございますが、葛巻町町税条例の一部を改正するものでございまして、以下13ページまで本文全3条からなる改正条例案でございますが、その要旨を議案資料でご説明申し上げます。

議案資料その1の3ページをお願いいたします。通常改正分でございます。1の改正の趣旨でございますが、令和2年3月31日付けをもちまして、改正地方税法の関係法令が公布されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

2の条例改正の背景でございますが、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現や、所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応を行うなどの観点において地方税制の改正が行われたことから、町税条例の一部を改正し、所要の措置を講ずるものでございます。税目ごとの詳細につきましては、議案資料3ページ以降に記載しておりますので、お目通しいたきますよう、お願い申し上げます。なお、施行日につきましては、令和2年4月1日からとするものでございますが、例外もございまして、4ページ中段の3の条例改正の概要の部分

に一覧表として6ページまで掲載しておりますので、お目通し、ご確認いただきますようお願い申し上げます。承認第2号に係る説明は以上でございます。

議案集にお戻りいただきまして、14ページをお願いいたします。承認第3号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認をお願い申し上げます。

15ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和2年4月30日付けでの専決処分でございます。

16ページをお願いいたします。葛巻町条例第13号でございますが、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。以下17ページまで本文全2条からなる改正条例案でございますが、その要旨を議案資料でご説明申し上げます。

議案資料のその1の6ページをお願いいたします。下段の部分になります。新型コロナウイルス対策関連分でございます。1の改正の趣旨でございますが、令和2年4月30日付けをもちまして、改正地方税法等の関係法令が公布されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

2の条例改正の背景でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、町税条例の一部を改正するものでございますが、これらの措置に伴う町の減収分につきましては、国費によりまして全額補てんされるものでございます。税目ごとの詳細につきましては、議案資料7ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただきますよう、お願い申し上げます。

7ページをお願いいたします。施行日につきましては、令和2年4月30日からとするものでございますが、例外もございまして、7ページ下段の3の条例改正の概要の部分に一覧表といたしまして8ページまで掲載しておりますので、お目通し、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。承認第3号に係る説明は以上でございます。

ご承認の案件につきましては以上でございます。

議案集にお戻りいただきまして、18ページをお願いいたします。議案第29号、葛巻町国民健康保険条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。第1条、葛巻町国民健康保険条例の一部改正でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給できるよう、制定附則の全部を改正しようとするものでございます。

次に19ページから20ページをお願いいたします。第2条、葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。第2条、町において行う事務に、広域連合条例第4条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付について、追加するものでございます。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第1条附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

次に、総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お疲れ様でございます。

はじめに、専決処分ご承認の案件でございます。議案集とは別冊となっております承認第1号をご覧いただきたいと存じます。また、議案資料（その1）では、1ページに概要を記載しておりますので、併せて、ご覧いただきたいと存じます。

それでは、ご説明を申し上げます。承認第1号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらるるものでございます。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、本年5月1日付けで専決処分させていただきました新型コロナウイルス感染症対策に係る内容でございます。国が実施いたします特別定額給付金事業並びに子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る事業費を計上したものでございます。

専決処分書、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ604,654,000円を増額いたしまして、予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,401,811,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の主な内容でございます。3、歳出、2款、総務費、1項、総務管理費、12目、特別定額給付金事業費であります。国の実施する1人100,000円の特別定額給付金事業でございます。1の特別定額給付金事業経費といたしまして、給付事業に係る事務補助員の報酬、費用弁償ほか消耗品、印刷製本費、郵便料、振込手数料等を計上してございます。18節の負担金補助及び交付金、こちらが特別定額給付金の本体部分であります。交付金としまして595,000,000円を計上してございます。

続きまして、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費であります。国の実施いたします子育て世帯臨時特別給付金給付事業で、現在、高校1年生までの児童手当受給世帯の対象児童、生徒に、1人当たり10,000円を給付するものでございます。8ページをお願いいたします。6、子育て世帯臨時特別給付金給付事業といたしまして、給付事業に係る消耗品、郵便料等のほか、今回の給付事務に際しまして電算システムの改修を行っておりますが、この改修業務委託料としまして220,000円を計上してございます。18節の負担金補助及び交付金、こちらが給付金の本体部分でございます。補助金として4,560,000円を計上してございます。

6 ページに戻っていただきまして、歳入でございます。2、歳入、14 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金の補正額が 599,500,000 円で、そのうち給付金本体分の特別定額給付金給付事業費補助金が 595,000,000 円、事務経費分といたしまして、特別定額給付金給付事務費補助金が 4,500,000 円となっており、いずれも国 10 分の 10 の補助でございます。同じく、2 目、民生費国庫補助金の補正額が 5,154,000 円で、そのうち給付金本体分の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が 4,560,000 円、事務経費分として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金が 594,000 円となっており、いずれも国 10 分の 10 の補助となっております。以上で、承認第 1 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 27 号をご覧いただきたいと存じます。議案資料は 1 ページから 2 ページとなっております。併せてご覧いただきたいと存じます。

議案第 27 号、令和 2 年度葛巻町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。補正予算第 2 号の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止対策事業費、商工・農林業者事業継続支援事業費及び経済活性化対策事業費のほか、葛巻高校の地域留学推進事業に係る事業費を計上するものでございます。第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ 84,824,000 円を増額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,486,635,000 円とするものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳出の主な内容でございます。3、歳出、2 款、総務費、1 項、1 目、一般管理費の補正額が 180,000 円でございます。庁舎内の受付窓口を設置いたします感染防止のためのビニールシート、アクリル板の経費でございます。

3 款、民生費、1 項、1 目、社会福祉総務費の補正額が 5,000,000 円でございます。高齢者まごころ弁当宅配事業でございます。75 歳以上の高齢者世帯に対し、栄養バランスのとれたお弁当の宅配を月 1 回行いまして、外出自粛により売り上げが減少している町内飲食店の経営持続に係る支援と、併せまして、感染症により外出機会が減少している高齢者世帯への見守り支援の強化を図るものでございます。来年 3 月まで月 1 回、対象者は約 860 人で、利用者負担は無料となっております。

3 款、民生費、2 項、1 目、児童福祉総務費の補正額が 984,000 円でございます。役務費並びに子育て世帯への臨時特別給付金でございます。国が実施いたします子育て世帯臨時特別給付金給付事業の支給対象外となっている現在の高校 2 年生、3 年生等に同様の支給を行う、いわゆる町単独の横出し分でございます。95 人分を計上しているものでございます。

同じく 3 目、母子福祉費の補正額が 1,350,000 円でございます。ひとり親家庭臨時特別給付金でございます。生活安定に向けた支援といたしまして、ひとり親世帯に 30,000 円を支給するものでございます。対象は 45 世帯でございます。

9 ページをお願いいたします。4 款、衛生費、1 項、2 目、予防費の補正額が 4,054,000 円でございます。新型コロナウイルス感染症予防に関する啓発パンフレット、感染症対策用ガウンセット、マスク、手袋、消毒液並びにサーマルカメラ、こち

らは人が多く集まる施設等における使用を想定してございますが、ハンディータイプの発熱感知機器等の購入経費でございます。

6款、農林水産業費、1項、3目、農業総務費の補正額が5,000,000円でございます。緊急事態宣言に伴う経済活動の縮小等の影響によりまして、売り上げが減少している事業者を対象とする、対象として給付する農林業者持続化給付金でございます。国の制度においては、前年比較で50パーセント以上減少していることが条件であります。町におきましては、減少率が20パーセント以上50パーセント未満の事業者を対象とし、国の事業を補完するものでございます。

同じく6目、総合センター費の補正額が75,000円でございます。感染症予防のための消毒液、非接触型体温計の購入経費でございます。

7款、商工費、1項、2目、商工振興費の補正額が49,670,000円でございます。10ページをお願いいたします。地域企業経営継続支援事業費といたしまして4,170,000円、事業費の家賃負担の軽減を図るものでございます。事業者が支払う家賃の2分の1を町が補助するものでございますが、町が家賃補助をした額の2分の1相当に県からの補助があるものでございます。

次の商工業者持続化給付金として17,500,000円、先ほどご説明申し上げました農林業者持続化給付金の内容と同様のものでございまして、こちらは商工業者を対象としたものでございます。

次の特産品販売促進事業費といたしまして3,000,000円、感染症拡大の影響による町特産品の流通停滞を解消し、地域経済の回復及び活性化を図るとともに、町の特産品の認知度向上及び販売促進を目的としております。具体的には、町の特産品の注文を受けた町内の事業者が、特産品を発送する際に負担する送料につきまして、その全額を補助するものでございます。補助対象期間は、本年7月から9月までの3カ月間といたします。

プレミアム付商品券事業費として25,000,000円、くずまき商品券にプレミアムを付けて商工会で販売するものでございます。1セット12,500円分を10,000円で10,000セット販売するものでございます。プレミアム分の2,500円×10,000セット分の予算化でございます。

9款、消防費、1項、5目、災害対策費の補正額が7,260,000円でございます。災害時の避難所開設を想定した場合の備蓄用マスク、消毒剤、非接触型体温計、それから、エアテントでございますが、こちらは万が一感染症が町にまん延した場合、現在の指定医療機関以外の各医療機関で診療等を実施するケースを想定いたしまして、感染の疑いのある患者さんの隔離用テントとして購入するものでございます。電動送風ユニットが付属しておりまして、約1分程度で立ち上がり、設置が可能となっております。

10款、教育費、1項、3目、高等学校振興費の補正額が10,000,000円でございます。10ページから11ページをお願いいたします。この教育費については、地域留学の推進事業でありまして、後ほど歳入の項目でもご説明を申し上げますが、国の補助

金が10分の10充当されるものでございます。内閣府と、失礼しました。内閣府による地方と東京圏の高校生交流促進事業で、高校生による1年間の地域留学を行いました。将来的な関係人口の創出を狙いとするものでございます。経費の主なものとしては、地域学習支援員の報酬、期末手当と高校魅力化コーディネーターの委託料、その他、旅費や備品購入費等でございます。

7ページに戻っていただきまして、歳入でございます。2、歳入、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金の補正額が72,739,000円、国10分の10が新型コロナウイルス感染症対策に充当されるものでございます。

同じく5目、教育費国庫補助金、地方創生支援事業費補助金の補正額が10,000,000円、国10分の10が高等学校教育振興事業費に充当されるものでございます。

15款、県支出金、2項、県補助金、8目、商工費補助金、地域企業経営継続支援事業費補助金の補正額が2,085,000円、県2分の1が、先ほど、歳出10ページでもご説明を申し上げました事業者の家賃助成等に充当されるものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第28号をご覧いただきたいと存じます。議案資料は2ページをご覧いただきたいと存じます。議案第28号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算第1号の内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金といたしまして、傷病手当金を計上するものでございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ478,000円を増額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ845,532,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容でございます。3、歳出、2款、保険給付費、6項、1目、傷病手当金の補正額が478,000円でございます。新型コロナウイルスに感染した、または感染の疑いのある国民健康保険の被保険者が療養のため仕事ができなくなった場合に、傷病手当金を支給するものでございます。支給対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間の内、就労を予定していた日となるものでございます。支給額が直近の3カ月間の給与の3分の2相当額となりまして、適用期間は令和2年1月1日からとなるものでございます。

6ページに戻っていただきまして、歳入でございます。2、歳入、4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費等交付金、特別調整交付金分の補正額が478,000円、歳出と同額となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、承認第1号から議案第29号までの6議案については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

はじめに、承認第1号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、柴田勇雄君。

5番(柴田勇雄君)

今回の専決処分につきましてはコロナの関連経費が、このように載っているところでございますが、現在、町でのコロナの、ここには特別定額給付金と、それから、次のページに子育て世帯への臨時特別給付金が載っておりますが、これの給付状況をお知らせをいただきたいと思っております。

議長(中崎和久君)

総務課長。

総務課長(服部隆行君)

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。私からは特別定額給付金につきまして、進捗状況をご答弁申し上げたいと存じます。国の補正予算が4月30日に成立となりまして、翌5月1日金曜日に関係補正予算に係る専決処分をさせていただいたところでございます。その後、翌週になりますが、5月7日木曜日にくずまきテレビ、それから、ライフビジョン等におきまして申請期日、方法等を周知してございます。翌5月8日からは早期に給付を希望される方を対象といたしまして、役場会議室におきまして先行受付を開始してございます。この先行受付をされた方につきましては、一番早い方で5月14日に第1回目の口座振込を完了しているところでございます。その後、5月15日金曜日に先行受付をされた方以外の全世帯宛に申請書の発送を行ってございます。翌週の5月18日月曜日からは郵送申請の受付を開始しているところでございます。その後、巡回受付といたしまして、町内各センター等30カ所での受付を5月21日から5月24日までの期間、実施してございます。現在の給付状況でございますが、これは5月28日、昨日まで申請を受付した分が来週の6月2日火曜日に口座振込を予定している部分を含めた額でございますが、570,900,000円となっております。対象全世帯が594,200,000円ですので、給付率は現在96.1パーセントとなっている状況でございます。以上でございます。

議長(中崎和久君)

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

非常に、96パーセントにながしかの高率というふうなことなわけで、結構なことなわけですが、できれば100パーセントに近づいていただきたいわけでございます。これ、非常に町民の方から新聞報道で葛巻町の取り組みが非常に遅いというようなことで、私も電話を4、5件いただいたところございまして、どうして葛巻だけ、このように遅いと、ただ、実際に聞きましたならば、今お話ありましたとおり先行受付というようなものがありまして、これで、だいぶ不満が解消されたようでございますが、こういったような部分、もう少し、せっかくの先行受付などをやるような際には、あのような新聞報道と直接、何と申し上げますか、遅くなるようなシステムで、そういうような報道はぜひ控えていただきたいなど、このように思うのですが、その辺はどのような経緯でそのようになったのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

ただいま柴田議員さんからご指摘のございました新聞報道については承知しております。当初報道によりますと6月中旬給付開始というふうな報道がされたわけでございますが、町といたしましては、その報道が5月2日だったと記憶してございますが、それ以前からですね、町としましても、今回の給付金の趣旨を踏まえてですね、なるべく早期に給付できる方法を模索していたところでございます。現在は、先ほど申し上げましたとおり96パーセントという状況でございますので、今後とも残る方々にですね、漏れなくお届けできるようにですね、努力してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

今のような姿勢でぜひやっていただきたいなということで、報道関係の発表の際には十分そのような、自分たちの事務処理が相違ないような形での事務処理を実際にやるようなシステムでぜひ報道していただいて、町民の方々に不安を与えないような、そのような報道をぜひやっていただきたいということで、私の、これは要望となるでしょうか、次からはぜひ、そのようなことはないような、不信感を与えられないような給付の仕方をお願いいたしたいと思っております。以上です。

議長（中崎和久君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。承認第1号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、承認第1号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、柴田勇雄君。

5番(柴田勇雄君)

3月31日に専決処分された中身で、国民健康保険税、国保税の関係でお伺いをいたしたいと思っております。今回の専決処分では、医療分の基礎課税の改正ということで、課税限度額が610,000円から630,000円になっております。この資料の4ページを見ていただければ早く分かるかと思いますが、それから、介護納付金の課税限度額では160,000円から170,000円で10,000円がなっておりますが、こちらの方の限度額、20,000円と10,000円引き上げになるわけでございますが、両方足しますと30,000円の引上額になるというふうなことになるわけですが、この医療分と介護分、この該当世帯数はどのくらいあるものか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長(中崎和久君)

住民会計課長。

住民会計課長(坂待典子さん)

お答えいたします。ただいまの国民健康保険税の限度額に影響する世帯数のことですが、現在まだ元年度の所得データの方が反映されていないため、30年度、前年のデータで試算したところで、参考値ということになりますけれども、今回の改正におきまして、保険税の医療分の限度額が20,000円引き上がることによって超過する世帯が約19世帯、また、介護分の限度額が10,000円引き上がることによって超過する世帯が15世帯と見込まれました。

議長(中崎和久君)

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。では、もう一つ伺いたしたいと思います。148条の改正状況、改正では軽減世帯の所得基準が若干変わっているようですが、5割軽減世帯と2割軽減世帯、この世帯数も併せて伺いたしたいと思っております。なお、今回は7割軽減の分はなかったのかも併せてお知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

お答えいたします。低所得者への軽減措置に係る基準額の引き上げでございますけれども、こちらの方も前年データで試算したところ、5割軽減世帯の方が183世帯、前年度が185世帯で今回183世帯、2割軽減世帯で119世帯が120世帯と、ほぼ同数になると見込まれます。また、7割軽減世帯の改正はございませんでした。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

7割軽減、330,000円が基礎になるわけですが、今回はこれが変更ないので7割軽減はそのままというふうなことで理解してよろしいですか。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

お答えいたします。こちらの方も一応、試算の方をしておりますが、前年度456世帯が459世帯ということで、ほぼ変わりありませんでした。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。承認第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、承認第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番、辰柳敬一君。

8番(辰柳敬一君)

承認第3号、コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策における税制上の措置として町税条例の一部改正が行われますが、町税等の減免については考えておられないのか、その点についてお伺いいたします。

議長(中崎和久君)

副町長。

副町長(觸澤義美君)

お答え申し上げます。町税等の減免について考えていないかということですが、これまででありますけれども、災害により被災されている方、あるいは生活困窮者などに対しまして税を減免する制度がこれまでもございまして、冷害等によっての農作物等の不作といいますか、こういったふうなこと、あるいは大災害等々においては、そのような適用もこれまであった経緯もあるところであります。こうした中であります。今回のコロナ感染症に関連しての減免対策のことですが、今回の税制改正で一定のそれぞれの分野の支援といいますか、策が示されているところでありますし、また、大きな経済的な影響を受けているといいますか、これに対しての事業者であったり、あるいは個人の所得、あるいは収入の大きく減少している方々を対象にしてでございますが、今、国等々の経済的な支援が行われている状況でありますし、また、今回の町の単独の補正につきましても、今、町の単独の対策も講じているという状況にあるところであります。こうしたことからありますが、町民税、あるいは固定資産税、さらには軽自動車税等々につきましても、やはり今回の経済対策支援の成果等々も見極めるといいますか、少し状況を見ながらであります。併せて、また、今後のそういう状況、追加支援の状況等も、また考えていかなければならない状況で、今、国の方もまた対策を講じていただけるような状況になっておりますので、そういう状況等を総合的に勘案しながらありますが、町税の減免については現在のところは考えておりませんが、そういう状況等も総合的に判断しながら、今後、考えていかなければならないと、このようにも思っております。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、承認第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。承認第3号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、承認第3号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第27号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番、辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

議案27号について、質問いたします。1点目ではありますが、今回のコロナ対策に係る予算計上をされておるわけではありますが、その町としての基本的な考え方等について、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。補正第2号においての今回のコロナ対策に向けての考え方と
いいですか、そういうご質問であります。これにつきましては、感染拡大の対策を四
つの視点で今回の補正予算を計上させていただいているところであります。そのひと
つが感染対策の防止対策であります。それから、生活安定に向けた支援であります。
それから、3点目は雇用と事業の継承支援であります。それから、地域経済の回復に
対する支援の大きく四つの視点で、今回、補正予算を組ませていただいているところ
であります。

感染対策につきましては、先ほどの予算の説明でも申し上げておりますが、予防対
策といたしまして、マスクとか、あるいは防護服なども、そういう業務に携わる際の
装備備品等々を備えるところでありますし、それから、各施設に消毒薬を設置する
等々、そのほかにも非接触型の体温計なども購入いたしまして、それらの整備に係る

予算を計上しているというのが防止対策であります。そういう中で、もう一方で、感染が発生した場合に備えての屋外での臨時的な設営可能なエアテントの整備をいたしまして、屋外でのテントを利用してのコロナの検診、あるいは診療といえますか、これらにあたっていただくというような設備を今回はするところでありまして、

それから、生活支援であります。これにつきましては、ひとり親の世帯に30,000円を給付するというところで、この臨時的な特別給付金、それから、国が実施する子育て世帯の臨時特別給付金等の支給の対象外になっている部分もございますので、先ほどお話し申し上げましたように、高校生の2年生、3年生等々もございますし、それから、一部所得の制限も受けて対象外になっている方もございますが、そうした方々への臨時給付金を町として計上いたしまして、経済的、精神的な負担を被った方々への支援をしていくというような考え方で、その生活支援の部分については、そういう考え方で計上しているものであります。

それから、雇用あるいは事業の継承という支援でございますが、これにつきましては、緊急事態宣言をされてから経済的な活動が自粛されているという状況によりましての影響を受けて売り上げが減少している商工業者でありますし、及び農林業の対象者につきましても経営の持続化給付金ということで、事業者に対する支援をしていく今回は措置をしているものであります。それは、国が収入の50パーセント以上減少した場合に、国の方としては法人に2,000,000円、あるいは個人には1,000,000円ということであります。町の方としては、その以下の20パーセントから50パーセント未満のところ、同じような考え方の中で、法人には500,000円、それから、個人には250,000円というような限度額を設けながらであります。支援をしていくという考え方で今回の予算措置もしておるところであります。

今回、そのほかに地域の経済といいますか、商店街の売り上げの収入が落ち込んでいるということ等も併せながらあります。高齢者の方々へのまごころ弁当配布事業ということで、これにつきましては高齢者、75歳以上の世帯に月1回でございますが、弁当の宅配をするということでの予算措置をしておるところであります。これは、緊急事態宣言に伴いまして外出する自粛等によりまして売り上げが落ち込んでいるということと併せまして、そういう状況の中で、やはり、どうしても高齢者の方々が家から出にくいような状況になってきておる状況にもございますので、そういう中での外出機会が減少している、そういう状況等の中で、高齢者の方々の見守りといいますか、こういう観点とも併せながら、今回この高齢者へのまごころ弁当の宅配事業を考えているものであります。今回の事業は町単独で実施するものであります。この事業を契機といたしまして、今後は、やはり、こういう生活の見直しという部分が、今、国の方でも結構言われているわけではあります。そういう中での民間事業において同様のサービスが提供できるように、そういう体制の構築にも努めながら、町内の経済の拡大と、そして、また、福祉の充実に努めてまいりたいと、このように考えているものであります。

それから、経済活動の回復ということでございますが、これにつきましても、その

個人消費の部分がかなり落ち込んでいるということ、そのことによっての町内での経済の活性化といいますか、これを図るという部分が大きな課題となっていて、これまでの商工会が発行しております商品券にプレミアムを付けましての事業計上をしておるところでございまして、10,000円に対して2,500円のプレミアムを付けまして、今回25,000,000円の補正をしているわけではありますが、それぞれ10,000円で12,500円の商品券を購入できるという形になるものでありまして、それを10,000セット準備して進めようとするのでございまして、総額では125,000,000円の消費拡大といいますか、そういったふうなものに効果を期待しているといいますか、そういうところでもあります。

それから、もう1点であります、特産品の販売促進ということで、今回、町の特産品が大きな影響を受けているといいますか、そういう状況にあるところでもあります。そういう中で、特産品の町外に発送する際の送料を補助するという形の中で計上しておりますが、観光客の落ち込み等によって、かなりの影響を受けておりますので、現在、商工会と、その取扱店を取りまとめをさせていただいておりますが、その中で、今かなりの、商工会の方としても十何店舗と現在のところまでは聞いておりますが、取り扱いをしていただけるような形にもなっているところでもあります。いずれ、そういう特産品の消費の喚起を、そういう面で図りながら、そして、また、町外に対しては町の特産品をPRするというのと併せまして、町のファンを、新たなファンを獲得するといいますか、そういう機会にしていかなければならないと、このようにも思っておるところであります。

そういう対策等を通じながらであります、町の今回の予算、単独、そういうコロナの対策に向けての約74,000,000円ほどを計上している状況であります。以上であります。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

一つだけ、あれなんです、高齢者への宅配弁当5,000,000円ほど予算化されておりますが、やはり実際、これから7月、暖かくなってくるわけでありまして、不在の高齢者の方も出てくるんだろうと、そういったふうに思って、そうした場合、ボランティアさんが黙って置いてくるわけにもいかない、あるいは置いてきた場合に食中毒等を起こしても、これも大変なことであります。今、盛んにニュースで北上市の1戸当たり5,000円を全戸へ配布する、そして、その5,000円は飲みに行ってもいいし、あるいは弁当を取って食べてもいいというような、大変、今、話題になっております。これからコロナ対策をそれぞれの町村がいろいろな工夫をされながら、こういったあれをしていくわけでありまして、町として今後コロナ対策どのように取り組んでいく考えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の弁当の宅配につきましては、今、その宅配する際に、その時間帯によっては留守のところもあるのではないかと様々な課題もあるわけではありますが、これにつきましては、今、担当課といろいろ協議しておりますのは、そういう時間帯等々につきましては、当然、夕方の時間帯を考えていくということと、それからボランティアで協力をいただく方々は、特にも民生委員の方々等々、地域の、そういう支えていただいているといたしますか、普段のいろいろな相談であったり、様々な部分の中で支えていただいている民生委員の方々にもご協力いただきながら、そして、また、こういう事業を通しまして、今、大きく高齢化が進んでくる中での新たな、やはり高齢者の在宅福祉の充実といたしますか、そういう点での新たな対策にも結びつけていく、この事業が機会になればよろしいのではないかなど、このように思っております。いずれ何かを進めようとする課題はあるわけではありますが、それを、しっかりと皆で協力しながら乗り越えて、その成果を上げてまいりたいと、このように思っております。いずれ、これからであります、担当課と十分その辺の課題の部分も協議しながら進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

次に、2番、遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

それでは、この議案第27号、一般会計補正予算第2号について、お伺いします。商工費についてでございますが、ただいま説明がございましたプレミアム商品券、これについてお伺いいたします。当然、これは経済が落ち込んでいるというようなことで、経済対策で、この予算を計上したということでございますけれども、この今回の商品券、プレミアム付き商品券は以前からあったような、お金を出して、その商品券を買い、買い物をしてもらうというような方式であると思いますが、町民によって、これは不平等感があるのではないかというおそれがあります。例えば、1人世帯の高齢者、あるいは施設に入っておられる高齢者等、なかなか買い物にも行けない、あるいは商品券を買いに行けないというような方々がおられるのではないかと思います。また、使い方におきましても、大きく落ち込んでおられるような商店、あるいは、それほど落ち込みがなかった商店において偏りが見られるのではないかということもございます。例えば、今回、大きく落ち込んでおります飲食店、あるいは宿泊業におきまして特別な、それに対する商品券の扱い、例えば飲食券みたいな形で給付するような形も考えられるのではないかと、この商品券におきましては、やはり一人ひと

り不公平感があってはいけないのではないかというような感じがしております。例えば、この予算におきまして、町民一人ひとりに商品券を平等に配布するというようなことも考えられるのではないかと思いますけども、これについて、いかがお考えか、当局の考えをお伺いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の補正以外に今後の対応ともなるわけではありますが、今回の補正におきましては、現時点での課題が生じている事項であったり、今後、課題が生じるであろうと思われる、そういう事項に対する対策を今回講じているところではありますが、今後どのような分野にどのような影響が、また、さらに出てくるのかという部分というのは、なかなか予測し難い部分もあるわけではありますが、今回の補正が完結しているという考え方ではありませんので、今後、やはり、そういう状況等を見ながら随時、そういう対策を講じていかなければならないと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいまお答えもございましたが、今後、様々な状況の変化等もあると思います。例えば第2次の感染が始まるというようなこともあると思いますので、予算の方も、それに応じて適切に配慮くださいますように適切な予算の構成、あるいは政策等も打ち出していただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

ほかに。3番、近藤聖君。

3番（近藤聖君）

農林関係者、それから、商工関係者の持続化給付金について、このように手当てしてくださることは大変有り難いことだとは思いますが、ちょっと現状についてお聞きしますが、おそらく現在の状況といいますか、どのように商工関係者、農林関係者が経済的に被害を受けているかということについては、実態を押さえておられると思いますけども、どのような調査といいますか、どのように調べて、それは、いつ頃調べたかを、ちょっと教えてください。

議長（中崎和久君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの近藤議員のどのように、どのような内容で調査されたのかということで、お答えを申し上げます。商工観光の商工関係の部分についてでございます。まず、商工会と、このコロナの影響が出たと思われる3月、4月のあたりから、商工会と連絡を密にしながら情報交換を行ってまいりました。その上で、商工会が動向調査ということで、事業所の影響調査ということで、今、どのような影響が出ていますか、困った感じがありますかというものを4月14日から28日まで行った調査を全会員等合わせて回答率約55パーセント程度で得たということで、その内容をいただいております、その内容を受けて町への要望ということで商工会から5月1日に町の方へは要望が上がったものであります。その後、では、具体的にどのような影響が出ているのかということのを改めて調査しようと、それを、この今回の補正予算等に反映させようということで、二つ目の調査といたしまして、商工業者中心に売り上げの影響調査というものを行ってまいりました。その内容については、売り上げの減少率はどの程度かということで主に聞いてまいりました。昨年と比べて何パーセントくらいの減少があるかということでやっております。私どもの手元に資料としてまいっているのは、5月25日現在で回収率約52パーセントということで、180名の会員数に対しての回答率ということで、先ほどご質問のありました持続化給付金に該当する部分として、例えば0から10パーセント程度、10パーセントから20パーセント、あるいは50パーセント以上はということの選択肢で質問をさせていただいております、その影響度を計ったものであります。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

調査については分かりました。今のところですね、例えば倒産したとか、廃業したとか、どうしても経営が行き詰まっているとかというのは私は聞いていませんけれども、調査の結果で、かなり経営が行き詰まっているというふうな状況というのはあるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまのお答えについて、町に直接的に相談に来ているところというのはないよ

うでございますが、商工会を通じての情報で、このコロナの影響を受けたと思われて、休業したということの店舗があったということは1店程度把握しております。経営が厳しいという、何というんですか、言葉上ではあれですが、売り上げが厳しいということで、かなりの件数がということは聞いておる状況でございます。失礼しました。訂正させていただきます。休業ではなくて、申し訳ございませんでした。職員を一旦解雇させたという、申し訳ございません。倒産とか、そういった事例ではなかったので、改めて、その部分は訂正させていただきます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

商工会の調査が4月中ですよ、そのあと役場の方で調査したということですが、全国の非常事態宣言は解除になって、いろんなお店も動き始めてはいるんですが、この先コロナの状況は、副町長さんもおっしゃっていましたが、先が読めないというか、分からないんですよ。それで、今日の岩手日報にも載っていましたが、解除にはなったけれども、例えば葬祭業者なんかは県外の人はお断りだということがあって困っているというようなのは今日の記事に載っていましたが、必ずしもコロナで自粛要請じゃなくても、経済に影響が出ていると思うんですが、今後、町の中でも、やはり、そういうふうな影響は今後もあると思うんですよ。調査が4月、商工会の場合は4月だと思うので、もしかすると、1カ月以上前ですから、今後ですね、やっぱり変化があると思うので、再度調査する予定というのはあるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

その調査について、1点確認させていただきますが、4月にやった調査、併せて、5月の売上調査もやっていただいたものは商工会の方でやっていただいた調査ということで改めて確認させていただきます。それと、ただいまのご質問にありました今後の調査につきましても、商工会を通じまして、この影響がどのくらいになっているかというのを、例えば月ごととか、あとは複数月にわたってとか、そのような感じで継続して、この売上動向等につきましても把握していかなければならない、そして、改めて、副町長も申し上げましたとおり、この補助で全てが完結したということではなくて、今後どのような影響が出てきたかというところに対して、その状況をつぶさに、こちらで察知、把握しながら、それに合わせたような支援ができるということですね、商工会等を通じて情報を共有しながら、そのような対策も検討していくということで、調査の方も引き続き商工会等と連動しながらやっていきたいと考えておるとこ

ろでございます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。議案からはずれないように、これは補正予算審議ですので、簡潔にお願いします。

3番（近藤聖君）

今のお答えですと、さらに調査をすることもあるということですが、そうすると、それによっては次の補正予算を組むということも予想はされているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほども答弁をさせていただきましたが、いずれ、今お話ありますように、今の状況を注視しながらであります。そういう対策を今回の商工会との連携も図りながら今そういう調査をしたり、あるいは、そういう協議も随時させていただいておりますが、そういったふうな状況をさらに注視しながらあります。必要に応じて対策を講じていかなければならないと、このように思っているところであります。

議長（中崎和久君）

ほかに。4番、山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

ページ数は7ページでございます。歳入、2項の6目、教育費国庫補助金の部分でございます。併せまして、10ページの10款、1項、2目の高等学校振興費、関連でお尋ねいたします。地域留学推進事業の説明がございましたが、この受入規模、体制などの詳細を伺います。

議長（中崎和久君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

事業の詳細ということでございましたので、お答え申し上げます。まず、事業名でございますけれども、高校生の地域留学推進のための高校魅力化事業という事業名でございます。実施主体につきましては町が実施ということで、事業費につきましては予算書のとおり10,000,000円ということで、提案説明でも申し上げましたが、国庫の10分の10ということで、5年間の継続事業となるものでございます。3月末に内閣

府のヒアリングがありまして、4月に採択された事業となっております。一応、全国では12校が採択されてございます。内容につきましては、基本的には都市部から高校2年生を1年間、町で受け入れるということございまして、今年度につきましては準備期間といたしまして、令和3年度から毎年1名の受け入れを目指すものでございます。将来的には提案説明のとおり、関係人口として地域との多様かつ継続的な関わりを持つことが期待されるものでございます。また、先ほどの事業内容ということで、一つ目といたしましては、全国から高校生が集まるような魅力化に取り組む高校、企業、NPO等とコンソーシアム、いわゆる共同事業体でございまして、これを構築いたしまして、地域留学に関する中期的な計画を策定いたしますとともに、高校と地域をつなぐコーディネーター等の配置を行いまして、高校の魅力化のためのモデルとなる取り組みを推進するものでございます。こういった配置等に係る経費といたしまして、先ほどの業務委託費、それから、支援員の報酬、それから、その方々のパソコンですとか、プリンター、プロジェクター、スクリーン等を購入する備品購入費ということで計上させていただいております。また、三つ目といたしまして、地域留学を円滑に進めていくということで、各地の高校魅力化の取り組みを横展開するというので、大都市圏での交流イベント等を開催するというので、大都市圏の高校との交流事業ということで、それぞれ東京ですとか関西等々で、そういった高校生等を含めた交流事業に当町の葛高生も参加をしながらの交流事業、それから、地域留学推進イベントへの参加と、あとは地域留学交流事業研修ということで、先進地の研修といったようなことを予定しているものでございます。よろしくお願いたします。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

全国で12校、その中の1校が葛巻高校ということで、他の11校と違う町単独としての考えているような取り組みの事業等があれば、お聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

お答えいたします。本町におきまして、留学生が教育プログラムといたしまして、今、想定しているところではミルク、ワイン、クリーンエネルギーをキーワードとした探究的な学び、海外派遣への参加を通しまして、地域社会に貢献でき、これからの未来を担う持続可能な社会の作り手となる人材育成を図るということが、ひとつございます。また、現在の在校生や既存の山村留学生にとりましても、留学生誘致に向けた宣伝活動の中で、プレゼンテーションの能力を高めたり、くずまき型DMOの活動

への参加を通しましての葛巻の良さの発信と課題解決に向けた実践活動に連動させていくことを期待しているところでございます。以上です。

議長（中崎和久君）

ほかに。2番、遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

私も、この教育費について質問をさせていただきます。主に今回の予算は高校教育についての予算を計上なさっておるようでございますけれども、今回のコロナによりまして長い間休まざるを得なかった小学校、中学校、高校、現在における授業の遅れというものをどのように考えておられるのか、これに対してどのような、今後、教育の回復を考えておられるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

実際、本町の小中学生、高校生につきましては、3月1カ月の休業、臨時休業ということで、昨年度の3学期分の学習についての遅れが若干ございます。本年度に入ってから、4月30日と5月1日の2日間の臨時休業のみで、そのほかにつきましては毎日通常の学習活動を展開できております。今後、夏休みの期間について若干見直しを図り、3月の分の補充も含めて学習できる範囲内でできる限り進めていき、2学期以降様々な状況がコロナの感染等で予想されておりますので、万全を期していきたいと考えております。以上です。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第27号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第27号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第28号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第28号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、葛巻町国民健康保険条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第29号、葛巻町国民健康保険条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第29号、葛巻町国民健康保険条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了し、会議に付された事件は全部終了しました。以上で、令和2年葛巻町議会5月会議を終了します。次回は、7月第1金曜日の3日に再開することとします。ご苦勞様でした。

（散会時刻 11時34分）